

第2章 計画の基本方針等

第1節 計画策定の趣旨

本県では、歯・口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、これにより、県民の健康保持増進及び健康寿命の延伸に寄与することを目的に、「千葉県歯・口腔の健康づくり推進条例」（以下「条例」という。）を平成22年4月1日に制定しました。

また、本条例は、令和元年6月に閣議決定された「骨太の方針2019」において、口腔の健康は全身の健康にもつながることから、これまでのむし歯や歯周病⁹等の予防対策に加え、オーラルフレイル¹⁰対策や高齢者の低栄養防止対策を推進し、更なる県民の健康寿命の延伸を図るため、令和2年3月に条例の一部を改正しています。

歯・口腔の健康は、食事をする機能とその喜びや会話の楽しさを保つ上で重要であり、身体的な健康だけでなく、精神的、社会的な健康にも大きく寄与するものです。歯の喪失により、よくかむ力や発音する機能が低下することは、多方面に影響を与え、生活の質（QOL）に大きく関係します。人生100年時代に本格的に突入する中で、県民誰もが、より長く元気に暮らしていくため、生涯を通じて歯科疾患を予防し、歯の喪失を抑えることは、高齢期の口腔機能の維持につながり、全身の健康の保持増進の観点から、これまで以上に重要な取組となっています。

条例では、第10条において、知事は、生涯にわたる県民の歯・口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、歯・口腔の健康づくりに関する基本的な方針、目標、県が総合的かつ計画的に講ずべき施策、その他必要なことを定めることとしています。

このため、県では、平成23年度から7年間を計画期間とする計画を策定し、平成30年度からは、第2次計画により歯・口腔の健康を推進してきました。この2次計画が令和5年度に終了することから、第3次となる計画を策定するものです。

第2節 第3次千葉県歯・口腔保健計画の基本理念

全ての県民にとって健康で質の高い生活を営む基盤となる
歯科口腔保健の実現

第3節 基本方針

○歯・口腔に関する健康格差の縮小

社会における地域格差や経済格差による歯・口腔に関する健康格差の縮小を目指し、効果的な歯科口腔保健施策に取り組んでいきます。

○歯科疾患の予防

生涯を通じた歯科疾患の発症予防・重症化予防に取り組んでいきます。

○口腔機能の獲得・維持・向上

乳幼児期から中年期・高齢期におけるライフコースアプローチ¹⁾を踏まえた、口腔機能の獲得・維持・向上に取り組んでいきます。

○定期的に歯科健診又は歯科医療を受けることが困難な人に対する歯科口腔保健

定期的な歯科健診又は歯科医療を受けることが困難な人に対し、歯科疾患の予防や口腔機能の獲得・維持・向上等による歯科口腔保健の推進を図ります。

○歯・口腔保健を支える社会環境の整備

歯・口腔の健康づくりの推進に資する情報収集・提供、市町村その他関係者の連携体制構築、人材確保及び資質の向上、災害時等における体制確保などを通じて、歯科口腔保健を推進するために必要な社会環境の整備を図ります。

第4節 総合目標

歯・口腔の健康づくりによる健康寿命の延伸と健康格差の縮小

歯科口腔保健は、健康で質の高い生活を営む上で基礎的かつ重要な役割を果たしており、健全な食生活の実現や社会生活等の質の向上に寄与するものであることから、歯科口腔保健施策を推進することにより、健康寿命の延伸や健康格差の縮小につながるものと考えており、「健康ちば21（第3次）」と同じ総合目標を本計画においても掲げることとします。

第5節 計画の性格

- (1) 歯科口腔保健の推進に関する法律第13条に定める都道府県における施策の総合的な実施のための計画です。
- (2) 千葉県歯・口腔の健康づくり推進条例第10条の規定による計画です。
- (3) 本県の歯・口腔の保健医療に関して総合的・効果的に推進するための基本的な指針です。
- (4) 市町村に対しては計画策定や施策の指針となるものです。

- (5) 県民その他の関係機関・団体にとっては、自主的・積極的活動の指針となるものです。
- (6) 関連する県の計画との整合を図るものです。

第6節 計画の期間

千葉県保健医療計画及び健康ちば21等の関係計画と調和を図りながら、令和6年度を初年度とし、令和11年度を目標年度とします。ただし、計画策定後の歯科保健医療を取り巻く状況の変化によって、必要に応じ再検討を加え、見直すこととします。

